

近代的所有権の構成と形成（四）

——日本民法における所有権の法的性格をめぐって——

宮川 澄

はしがき——問題の提起——

- 一 明治維新の土地改革と土地所有権の法的確認
- 二 封建的土地所有権の展開（以上第一九卷三号）
- 三 近代的所有権解明の一つの立場
- 四 近代市民法における所有権概念の定式
- 五 旧民法における所有権規定（以上第一九卷四号）
- 六 旧民法の所有権の概念構成
- 七 旧民法の所有権規定をささえた社会的基盤
- 八 旧民法における土地所有権と土地利用権の關係（以上第二〇卷二号）
- 九 旧民法の所有権規定の法的性格（以下本号）
- 一〇 日本資本主義の發展と旧民法の所有権規定の矛盾

——以下次号——

九 旧民法の所有権規定の法的性格

旧民法の所有権規定は、ブルジョア的自由主義の立場に立つて規定されたという、法的特徴をもっていると指摘で

近代的所有権の構成と形成

きる。これは前項(八) 旧民法における土地所有権と土地利用権の関係⁽¹⁾で、土地所有権を土地利用権との関係で検討し、そこに土地に対する所有権と利用権との間には、なんら從属關係を作出する企図をもっていなかったという、法的構造上の特質を見出すことができたからであつた。ところが明治維新以後の一連の土地立法は、資本の本源の蓄積を可能にさせ、成立させるための前提条件であつた。そしてその前提条件は、地租改正によつて増収をえた地租収入を殖産興業に投入し、資本主義的發展を急速になしとげるという政策を実現させることで充足される。この明治政府による上からの諸政策にもとづく日本資本主義的發展の特殊性は、明治維新以後の一連の土地立法を通じて寄生地主制を打ち立て、農業からの剰余価値を工業に投入する道を開くという形態を導くことになつた。だがブルジョアの自由主義を旧民法の上で実現するためには、法の規定性の上で市民社会の一般法としての規範性をもっていることが必要である。と同時に、この市民法としての規定性自体が、なお当時の現実的な社会關係と結びついていなければ、實際に法規範として機能することができないことはいうまでもない。ところが、こうした社会・經濟的条件からは市民法としての規範性をもつことは困難であつた。たとえば土地に対する利用権を土地所有権に從属させるという法的形態において、土地關係の一般法を形成することを要求する。従つて明治政府の殖産興業政策を実現するための措置としての地租改正は、地租収入の確保という点で土地所有権を確立することになつたが、それが近代的土地所有権であるとはなされえないのである。末弘嚴太郎博士は『農村法律問題』(改造社 一九二四年一月)のなかで、つぎのように述べられている。すなわち、

『維新後における新政府が地租政策の確立に努力したこと存するのだと思う。無論從たる理由としては、当時欧州よりしきりに入り來つた所有権尊重の思想が、当局者の新政策断行に勇氣を与えたということもあろうけれども、維新以前に於ては封建

的土地制度の特色として地租と地代との区別は必ずしも明確ではなく、一個の土地の上に封建君主が年貢米をとる権利を持っている以外、其の下の臣下も亦或る程度の年貢米取得権をもち、地主も亦年貢米——「加地子米」——をとる権利をもち、最後に「百姓」——「作主」——は残りの米を取得する権利をもっていた』（同上九〇ページ）

とされている。従つて土地所有権が、どのような法的性格をもつものとして確立されたかが、明らかにされなければならぬ。そのための一つの手がかりとして、明治維新以後の土地改革がどのような法的過程を経て実現させられたかを『一 明治維新の土地改革と土地所有権の法的確認』（『立教経済学研究』一九卷三号一ページ以下）で概観しておいた。そこではこれまでの土地所有に関する封建的制度の解体がなされた。それは幕藩の封建法令の廃止を意味し、封建領主の農民に対する法令は解消せしめられたことを意味している。しかし地主と小作人の関係、村落協同体を通じたの農民の支配は、封建的慣行として承継され解消させられることはなかったことが指摘されうる。小倉武一氏は『土地立法の史的考察』（農林省農業総合研究所一九五一年三月）のなかで、明治維新による土地改革による土地所有権の特質について、つぎのように指摘されている。すなわち、

『明治維新による土地改革において如何なる内容の土地所有権が如何なる仕方で形成されたかは、次に見るところであるが、土地改革によって確立された、わが土地制度を説明するものとして、その形成の基本的特質を挙げると、

- (イ) 土地所有権の確立が地租改正の一環として行なわれたこと。
- (ロ) 封建領主及び家臣団の土地からの完全な分離が有償で行なわれたこと。
- (ハ) 土地所有権の確立が直接的生産農民による土地の獲得ということによってではなく、地主としての土地所有権の確定という主体において行われたことである』（同上九八ページ）

とされている。すでに明らかにした一八七一年(明治四年)九月四日の大蔵省布達『田畑勝手作』（第四二二号）は、つぎのように規定した。すなわち、

近代的所有権の構成と形成

近代的所有権の構成と形成

一五六

大蔵省達『田畑勝手作』(第四十二号明治四年九月四日)

『是迄夫食不足ノ訳ヲ以テ田畑ヘハ米麦雜穀ヲ重ニ作付致シ、桑楮漆茶藍麻蘭菜種其外ノ作物共其土地ニ適當致シ候テモ作付不致、或ハ元地頭領主ヨリ差留候向モ有之候処、追々運輸ノ途便利相成、其上是迄米納ノ向モ願次第石代納御差許相成候事ニ付、村々百姓銘々ノ夫食取入候外ハ何品ニ限ラス勝手ニ作付致シ候方下々ノ利潤ニモ可相成倒間、總テ従米土地ノ貢租ヲ以テ年季ヲ究メ検見ノ場合ハ新規定免ノ規則ニ照準シ定納相願上ハ屋敷成並田畑勝手作共御差許可相成候条、地味ノ善悪作物損得篤ト勘弁イタシ充分仕当ニ可相成見込有之候ハ可願上事、

右ノ通下村々へ触達願候モノ有之ニ於テハ、従前ノ貢租辻篤ト相糺、不都合無之候ハハ聞届置追テ可相届事
但田畑成共増減無之分ハ總テ可当本文ノ通事』

と規定し、田畑作付制限を撤廃した。このことは農業の一層の商品⇨貨幣經濟化を促進するとともに、土地の使用と収益にたいする自由性をみとめたことを意味する。⁽²⁾そして土地に対する独占が、商品⇨貨幣經濟の展開のために法的保障をうけなければならなくなる。だから一八七一年(明治四年)二月二十七日の太政官布告によって、地券発行と地租上納との關係を明確にしたことによつて、一八七二年(明治五年)二月一日の地所永代売買禁制の解除(太政官布告第五〇号)へと前進するのである。一八八〇年(明治三年)二月一七日附『司法省内訓』はつぎのように指摘している。すなわち、

一八八〇年(明治三年)二月一七日附司法省内訓

『明治五年第五十号布告以前ニアリテハ凡ソ土地ナルモノハ人民ノ私有ニアラザリシハ固ヨリ言フ俟タザルナリ、故ニ人民ハ唯之ヲ使用シテ其ノ利得ヲ收納セシニ過ギザリシニ該布告ヲ以テ始メテ其借有土地ヲ各人民ノ私有ニ歸セシメタルハ實ニ行政上特別ノ恩典ニ出デタルモノトス』

となしている。ここでは人民の土地に対する私的所有が行政上の特別の恩典——領主制の廃止——によつてあたえら

れたのだとなしている。そしてこれまでたんに土地の使用・収益をなしえたにすぎなかった農民の土地に対する私的所有が実現したこと。しかも、この私的所有は現実の経済的条件と結びついて、地主による土地収奪の自由を法的に保障するブルジョア法的外被としての法的機能を、はたす結果を導くことになったのである。

こうした見解は裁判所の判決をも拘束することになり、現に一九一八年(大正七年)五月二四日の大審院判決にみることができる。すなわち同判示によるとつぎのようになっている。

『明治五年太政官布告第五十号ヲ以テ地所ノ永代売買ノ禁ヲ解キ其売買所持ヲ許シタルハ土地ハ国ノ所有ニシテ人民ハ土地ノ所有權ヲ有セズ唯其使用収益權ヲ有スルニ過ギザリシヲ改メ人民ニ土地ノ所有權ヲ附与シ從來有シタル其使用収益權ヲ以テ所有權ト為シタル趣旨ナリトス』(大正七年(オ)三九四号 同年五月二四日大民一判 民録二四輯一〇一〇ページ 評論七卷諸二五六ページ)

となしている。この判決にみられるように、一八七二年(明治五年)太政官布告第五〇号によって、これまで土地は国有であり、農民は土地に対する使用・収益権のみを有していたに過ぎなかったが、この布告によって土地所有権を認め、これまでの使用・収益権を所有権となしたと理解している。しかし、こうした理解はこれまでの土地関係における現実の考察と分析によって明らかのように、事実と異り、しかも土地所有権に対する意味を不明確にししか明らかにしていない。

たしかに、一八七二年(明治五年)二月二四日『地所売買ニ付地券渡方規則』によって田畑地券の発行がなされた。しかしこの田畑地券の発行は都会地地券と異り、『各地所持地ノ沽券ヲ改メ』土地所有権を明確化するものであって、直接に地租の収入を目的とするものではなかった。⁽³⁾この田畑地券は、はじめ売買の度びごとに交付されるものであった。しかし一八七二年(明治五年)七月の大蔵省達第八三号によって、売買には関係なく全国の土地全部に交付される

ことになった。しかし一八七二年(明治五年)一〇月迄に渡済とし、やむをえない事情のあるものは租税寮に申出づべきこととした。これは地租改正事業の推進のための準備として、地券発行によって土地所有者、つまり地租負担義務者を明確にするためであった。だがその期限を守ることとはどうも困難であった。事実一年を経ても地券は半分の交付もなされなかつたようである。この地券は発行の年の干支に従って『壬申地券』とよばれている⁽⁴⁾。明治政府は地券発行をなすに当って、一地一主の原則を堅持した。これは私有権を確立することによって、はじめて産業の発展が期待されうると考えたからであった。それとともに当面の財政政策を遂行するために、地租納入者を個人的に確定するためであった。従って地券発行にあたっては、開墾永小作などの実質上の分割所有権に属するものは、できる限りこれを単独所有にしようとした。こうした態度は割地についても同様であった。そして新たな永小作関係の創設を拒絶するという方針にたっていた。そのため明治政府は小作を藩藩体制下の名田小作——地主の手造り地を水呑に貸付け小作させる——として、小作人に対してきわめて弱い地位を認めることにした⁽⁵⁾。しかしこの地券の発行によって土地の流通が法的に保障されたこと、そのことによって農民が自由に土地を手ばなすことができることになった。そして一八七三年(明治六年)三月二五日の『地所名称区分』(太政官布告第一一四号)によって、土地所有権を確定することが企図された⁽⁶⁾。もともと地租と小作料が資本主義的な企業に投下され、資本の本源の蓄積をなしとげていくという関係においては、一定の内的関係をもったものである。小作料の徴収を確保することは、同時に地租収入を確実なものとすることになる。こうして農民の耕作権の保護は失われ、地租を土地所有者から徴収するためには、地租負担者である地主を保護せねばならなかつた。このため耕作権は土地所有権に対して二次的なものとして考えられることになった。

農民の土地利用關係には永小作關係として土地の利用がなされることがあった。そのためこの土地利用權としての永小作を、どのように法的に取り扱うかが問題となる。一般に永小作權と稱されているものには、土地利用權（用益權）である永小作と、土地の分割所有または負担付土地所有である永小作の二種が包括されていた。しかし明治政府は地租負担者を決定するという観点にたつて、旧來の『永小作』という名稱に従い、それを借主として、従來の加地子米取得者（底地持）を土地所有者となし、これに地券を交付したわけである。そのため各地に紛争が起つた。⁽⁷⁾この永小作權の慣習を廢止するための具体的な方策として、当事者双方に協議の上、權利を買取らしめるという方法をとつた。そうして永小作地の解消を企圖したのである。しかし權利買取りの協議が不調のときには、作徳の收納者である『原主』——外形上の地主——を地主であると定め、それに地券を交付するという方針をとつた。このことは實際にはその土地の分割所有者・負担付土地所有者・永代耕作權保有者であつた百姓から、土地の利用權を奪ひ、農民の經濟生活をいつそう困難なものとした。⁽⁸⁾この点について小野武夫博士は『永小作論』（巖松堂書店 一九二四年五月）のなかで、つぎのように指摘されている。すなわち、

『旧慣小作ノ処分法トシテ明治新政府カ土地所有權買取又ハ永小作權買取ノ方法ヲ以テシ、當時者承服セサルニ於テハ外形上ノ地主タル「原主」ニ所有權ヲ認メテ「一地兩主」ノ旧慣ヲ一氣ニ廢止セントシタルハ當時政府ノ取り得シ最良ノ方策ニテアリシヤト云フニ、其ハ勿論政府カ地租改正ナル一大事業ヲ速ラセンタメノ方便トシテ之ヲ行ヒ其間専ラ「民情ノ沸騰」ヲ避ケントシタルモノニシテ、別ニ農政上又ハ農民經濟ノ要求ニ動カサレテ採ラレタル方策ニアラスト雖、今試ニ此ノ永小作地整理ノ為ニ採ラレタル方法ノ当否ニ付キ案スルニ、地租改正當局者ハ當時ノ政情及ヒ徵稅技術ノ便宜ヨリ斯ル方法ヲ行ヒタルモノニシテ小農民ノ經濟事情ノ如キニ毫モ考慮ヲ払ハス、唯一途ニ永小作慣習ヲ迅速ニ廢止シテハ聊カ暴斷ニ過キタリト思ハルモノアリ、然カモ其廢止ニ先チ予メ克ク慣習ノ特質ヲ究メテ權義ヲ定メ、兩者權利ノ強弱ニ応シ、相当条件ヲ以テスルノ法ニ出テシナランニハ、旧慣習廢止ノ斷行モ或ハ滯リナク行ハレタランモ、政府ノ思慮茲及ハス、單ニ作徳收納者ヲ以テ地主トスルノ方

針ヲ採リ其ノ相手方タル永小作人ノ利害ヲ顧ル処ナカリシヲ以テ、地主小作権ヲ買取ラントスレハ、小作人応セス、小作人所有権買取ラントスレハ地主之ニ応セスシテ苦情等出、而カモ政府ハ此間双方ノ協調整ハサルカ又ハ慣習ヲ継続シナカラ不服ノ申出ナキ場合ニハ、己ヲ得ス、永小作ノ存続ヲ認メテ一齊ニ地主ノ名儀ヲ有スル「原主」ニ地券ヲ交付スルノ方針ニヨリタルヲ以テ、当時其ノ耕作地ヲ以テ下級所有地又ハ却テ之ヲ自己ノ所有地又ハ耕作実権者ト信シ居タリシ永小作人等ハ為メニ其ノ經濟的並ニ社会的地位ヲ脅サレ、不平不満ノ声ハ國中到ル処ニ聞ユルニ到リタリ』(同上六〇〜六一ページ)

とされている。こうした永小作権と土地所有権との相互関係については、土地所有権、従つて所有権自体のもつ絶対性という市民法的原理に立脚して永小作権の所有権に対する制限物権としての理解が、法理論上の一般的な見解を固定化することになる。⁽⁹⁾ この間内務省には各府県より永小作紛争に關し、頻々と照会があり、殆んどその応接に暇がない状態であつたから、同省は永小作慣行に統一的解決を与え、一日も早くこれが処理の規準の確立するの必要に迫られた。そのため、同省は一八七四年(明治七年)二月、つぎのように立案して太政官に伺を立てた。⁽¹⁰⁾ すなわち、

『土地貸借ノ儀従前一定ノ確則無之ヨリ往々不都合ニ付規則一定ノ積リニ候へ共差向地券渡方ニ付差支候儀有之候ニ付左ニ相伺申候

一、土地ヲ所有スル者ヲ地主ト云、土地ヲ地主ヨリ借受耕作スル者ヲ小作人ト云、右小作人ニハ數種有之候へ共大抵左ノ三種ニ歸着仕候

第一類、永小作小作人、貢租作徳不納セルトキハ其ノ地主ト称ス共其ノ小作株ヲ取上ルヲ得サルモノ其ノ種ヲ分テ兩個トス

甲種、地主土地ヲ開墾スル時ニアタリ小作人ハ約定ヲ結ヒ永世小作セシムベキ旨ヲ以テ小作人ニ勞力ヲ尺サシメ費用ヲ出サシメタル者

乙種、普通小作ニシテ二十年以上ニ及ヒタル者

第二類、年期小作ト称ス、年季小作人貢租作徳ヲ不納セサル時ハ地主其ノ小作株ヲ取上ルヲ得サル者

第三類、普通小作ト称ス、地主ニ於テ適宜ニ小作株ヲ与奪スルノ權アル者

右ノ通り第二類ハ約定ノ年期ヲ据置第三類ハ地主ノ自由ニ委セ候へ共第一類ハ地主自由ノ權無之此ニ於テ地主ハ其地ヲ自由ニセ

ンコトヲ欲シ小作人ハ地主ノ其ノ地ヲ自由ニセサランコトヲ欲シ苦情百端有之地方官ニ於テモ処分方差支候儀ニ有之候

一、右ニ付一定ノ規則確定候迄ノ間左ノ通り処分致度

第一類甲種 左ハ地主ト小作人ト協議ヲ遂ケ地主ニ於テ小作株ヲ買取候乎小作人ニ於テ土地ヲ買取候乎ニ為取計度若シ協議難整

節ハ実地並ニ近隣ノ口碑検探酌量ノ上処分方法見込相立其時伺出積

第二類乙種 右ハ永小作ノ名ヲ廢シ二十箇年ヨリ永カラサル期間ヲ定メテ小作セシメ年期ニ至リ普通小作二十箇年以上ナル者ヲ

永小作ト見認候儀相廢申度

第二類 右ハ従前ノ通

第三類 右ハ従前ノ通

右ノ通取計申度此段相伺申候内務省伺

明治七年十二月二十二日』

という伺をなしている。この内務省の伺に対して太政官は一八七五年（明治八年）二月一七日に、つぎのように指令している。すなわち、

『指令

伺ノ趣聞届候猶実地施行済協議難整節ハ其時々処分方法見込相立伺相伺出事』

太政官 明治八年二月十七日』

として許可の指令を發した。そして一八八〇年（明治二三年）の『土地売買讓渡規則』（公証手續）によって、土地の流通を保障する法制度が次第に整備されることになった。

これら一連の土地立法は土地に対するこれまでの『一地両主』的な所有関係を廢止し、所有権を確立するという方向でなされた。だがこのことは、近代的土地所有権の確立がなされたことを意味してはいない。⁽¹¹⁾ 事実、当時の農業者産のもとでは、これら一連の土地立法は、地主が農地の集積をなすことを容易にし、地主的土地所有権の確立と、そ

近代的所有権の構成と形成

れを基礎とした契約関係という近代的法形式を利用することによって、これまで通りの地主Ⅱ小作人の関係を残存させ、地主の地位を強化し、やがて寄生地主制の確立をみることになったという歴史的事実が指摘できるだろう。そしてこれらの法制度のもとで、地主Ⅱ小作人の関係の地主に対する自由の保障、永小作関係の否認、担保制度の不徹底——すなわち抵当権の独立性・流通性の否定——が実現された。これらは寄生地主制の保障としての明治民法で、明確に引き継がれることになったのである。⁽¹⁹⁾ 大久保大藏卿と井上大藏大輔の裁可した案について、「理財稽蹟」はつぎのように述べている。きわめて重要な記述であると考えられる。すなわち、

『當時吾大藏卿輔ガ地租改正ノ意見ヲ要説スレバ則チ大要七段ト為ス。一ニ曰ク水田陸田作毛ノ自由ヲ地主ニ付与ス。二ニ曰ク水田陸田永遠売買ノ自由ヲ地主ニ認允ス。三ニ曰ク米麦諸穀ヲ海外ニ輸出シ若シクハ輸入スルノ自由ヲ人民ニ公許ス。四ニ曰ク全国ノ田宅山林ノ地積ヲ踏勘ス。五ニ曰ク全国一般ニ地券ヲ発行ス。六ニ曰ク売買地価ニ随テ其額ヲ賦收ス。七ニ曰ク一般ニ地価ノ程度ヲ検査スル者是ナリ』(明治前期財政經濟史料集第一卷 一二ページ以下)

となしている。従つて明治政府による土地所有制度の改革は、土地に対する封建的規則の撤廃と、土地に対する私的所有権の確立を意味するものであった。一八六八年(明治元年)二月一日の布告『拝領地茲ニ社寺地等除地外村々ノ地面ハ素ヨリ都テ百姓持ノ地タルベシ』によつて、農民の自由な土地所有と土地の自由な売買が消極的に黙認されることになった。しかし現実には土地所有に対する封建的支配関係が法制的に廃棄されたのは、一八六九年(明治二年)の藩籍奉還から一八七二年(明治四年)の廢藩置県にかけてなされた、一連の諸変革によることになる。その結果一八七二年(明治五年)二月一五日の太政官布告第五〇号となるのである。そして一八七四年(明治八年)五月には、旧来の限田法を廢止し、土地分割と兼併の自由と抵当・賃貸の自由を認めるといふ方向に發展したわけである。⁽¹⁹⁾

一八七二年(明治五年)二月二四日大藏省達第二五号を以て一般に地券を發行し、一八七五年(明治八年)六月一八日太

政官布告第一〇六号によつて、つぎのことを布告した。すなわち、

『地所売買致シ候節代金受取之証文有之共地券申受ケサレハ買主ニ其地所有ノ權無之候条規則ノ通地券書替可申請事』

となした。これは有効な土地所有權移転には地券の書替が必要であるとしたのである。そして一八八〇年(明治三年)十一月三〇日には、太政官布告第五二号『土地売買讓渡規則』を公布し、地券書替を廢し、戸長役場の奥書割印を以て、土地讓渡の方式と定めた。斯くして登記が物權變動の要件たる資格を喪い、單に第三者對抗要件とされた『旧登記法』は、一八八六年(明治十九年)八月一日公布されたのである。⁽¹⁴⁾そして一八七三年(明治六年)一月達を以て、田地質入・書入の規則を布達した。それによると『質入』とは、金穀の借主(地主)より返還すべき証拠として、貸主(金主)に地所抵当の証文を交付し、借主の作徳米の全部又は一部を貸主に交付し、利息に充てるもの及び金穀の借主(地主)より返還すべき証拠として、貸主(金主)に地所抵当の証文を交付し、借主より利息として米又は金を償うものを称する。そして地所を質入するときには地券を交付し、その年期も三年に限られていた。もちろん三年以内の期限を定めることは任意であったが、この場合の年限は、証文の文面上で明確に記載すべきものとされた。書入れの場合には地券の交付は必要とされなかつた。そして質入・書入れの地所は期限の到来によつて、貸主と借主とが協議し、金穀の返済のかわりに、地所を交付することもなされるが、この場合には旧地主はその地券の裏に金主(貸主)に交付する旨を記入し、その地の戸長の加判をえて、金主より新地券の書替を出願することとした。また質入地は金主(貸主)が地所の引渡をうけて耕作をなすのであるから、地租諸役はいづれも金主の負担とされた。また書入地は地主(借主)が耕作をつづけているのであるから、地租諸役は地主(借主)の負担とした。そして他町村などの隔れた土地を質に取るときには、その土地のある町村に金主(貸主)の代人を定めておいて、公課の納入をなさせた。⁽¹⁵⁾これら一連の

法的措置は、これまでの『一地両主』の関係を『一地一主』の關係に再編成するものであった。そこでは地租の確保という明治政府の財政政策上の企図にもとづくものであつても、土地に対する私的所有の法的關係が確認されたことは明らかである。しかし、この『一地一主』の法的關係は、近代的土地所有關係の法的確認ということとは反対の方向で確立させられた。それは土地に対する地主的所有権の確立という方向で実現させられたのであつた。⁽¹⁶⁾このことを明らかにするには、これら一連の法的措置が現実の農業生産にたいして、どのような影響を具体的に及ぼしたかを検討してみる必要がある。ここではただこれを契機として、土地所有と農業経営とが相互に分離する傾向を濃化したこと、それは地主の膨脹と小作人の増加という姿態をとつて明らかにされていくことを指摘し、具体的な検討をあとでなすことにしたい。

地主にとっては農業生産の現実に影響のない原理的な所有権の絶対性の確保ということよりも、土地に対する利用権に所有権が優越的地位を確保する点に関心をもつていた。地主の土地關係に対する直接的関心は、この点にあつた。だから少くとも旧民法が規定した土地利用権の尊重に対しては、重大な関心をもつていたのである。このことは寄生地主制の制度的確立の方向で、明治民法の制定にあつて、土地所有権は一方ではその絶対性の相互的否定と、他方では土地に対する利用権に優越するという關係において規定するという法的表現によって、寄生地主制を法的に確保したのであつた。しかも法的形式においては、この利用権に対する所有権の優越性は、近代的な所有権規定のもつ外形性によって支えられている。しかし所有権の絶対性は国家的干渉からの絶対性という点では弱く、利用権に対する關係において強く作用するという特殊の性格をもつたものであつた。⁽¹⁷⁾すでに明らかにしたように、地租改正は、封建的生産様式を資本制生産様式へ急速度に強力を以て転化させるための財政上の必要から、担税能力ある者より地

租を徴収せんがため行なわれた。したがって地租改正にあたっては徳川期において、外形上、地主の形態をそなえ、単に加治子米を取得するだけの権利を有するにとどまった土地支配権者にのみ地券を交付した。これに反し、従来土地に対する永続的な占有事実に即しつう用益しえた『永小作』人、『一地両主』の土地所有関係の下にあった現実の耕作者——徳川期において永小作とみとめられた十年、二十年以上の普通小作で、実は永小作者たる法律上の権限をもった者——に対しては、その一地両主の所有関係を否定して、その分割的土地所有権を廃止し、或は地主の土地所有権の絶対性のために、現実に永小作した者の永小作権を廃絶して通常の小作人となした。そのため封建解體期に通常であった長期の小作にあっては、極めて短期の、結局は一年更新の『一年卸し』にまで下して、農民の小作株を取上げた。かかる現実に耕作する農民の土地所有(地株)又は耕作権を廃絶する新地券交付に対しては、耕作農民は騷擾を以て反対をくわだてた。⁽¹⁸⁾従って直接耕作者であった農民の立場からすれば、これまでの土地に対する利用関係が、契約関係という近代法的な外形によって規律され、従って土地所有権の優越性が土地関係に明確化されることを意味している。このことは一八八四年(明治一七年)三月一五日の『地租条例』(太政官布告第七号)によって、地券記名者から地租を徴収することを規定したことによって、一層押進められることになった。『地租条例』第一条には、つぎの規定がおかれている。すなわち、

第十二条 地租ハ地券記名者ヨリ徴収ス但賃入ノ土地ハ其ノ賃取主ニ於テ之ヲ納ムヘシ

とされている。従って地租負担者である地主は、小作人との間で小作契約を結び、小作人からの小作料の一部を地租支払にあてることにした。そのため小作人がこの契約の履行をなさざるときには、納税者である地主を保護するために、公權力の発動を促すことが当然であるとされることになった。ここに土地立法が資本主義的法制度としての性格

を附与されたことがしめされることになった。西森武城氏の詳解『四民必携 地租条例詳解』（九春社 一八八四年三月）のなかに、耕地小作の契約書の雛形がしめされている。すなわち、

耕地小作之証

一 田何反何畝何歩 但何国何郡何村
畑何反何畝何歩 字何々々

右耕地本年何月ヨリ何年何月迄都合何年間正ニ相預リ此作徳毎年何月何日限り歳ノ豊凶ニ拘ラス米何俵何斗何升ツ、收納可致約定ニテ正ニ小作仕候処実正也然ル上ハ若シ作徳收納相滞候節ハ請人引受相弁シ可申候為後日耕作之証仍而如件

何年何月何日

何郡何村何番地

小作人 何之誰 印

同 何之誰 印

保証人 何之誰 印

何之誰殿

かかる雛形が記載されていることによつても、契約関係が書面によつてなされていることが理解されるだろう。もつともこうした小作契約が現実地主小作人関係に普遍的になされていたわけではなく、慣習にもとづいてなされていた。このことは一八八四年（明治一七年）の『興業意見』（農商務省編 一八八四年）のなかで、つぎのような指摘がなされていることによつても知ることができる。すなわち、

『地主ト小作人ノ間ニ於テ結ビタル契約ノ不完全、若クハ全ク契約モナクシテ慣習上ニ安ズルヨリシテ、起ル所ノ弊害ハ、農業上ニ重大ノ関係ヲ及スモノニシテ、其例ハ内外古今ニ徹スルモ乏シカラズ』

となしている。また『興業意見卷四』ではつぎのように指摘している。すなわち、

『仮令遠方ノ土地ナリト雖モ、若シ地主ト小作人トノ約束法確立シ、何人之ヲ所有スルモ一定ノ歳入ヲ得ルコト能ハバ、或ハ

資本家ノ都合ニヨリ之ヲ抵当ニ取ルマシキニ非ス。故ニ小作法ノ定ラサルモ亦、抵当物ヲシテ不體ナラシムル一因ナリトス」
(明治前期財政經濟資料集成 第一八卷八八ページ)

となしている。ここでは小作契約によって小作料の徴収を確保し、土地が資本投下の対象となりうるように、土地の流通の自由性を確保しようとする企図がみられる。⁽¹⁹⁾これは小作農が、これまで通り自給自足の状態にあり、従って地主が小作農より土地を取上げても他に作り手を見出しえない場合には、『經濟外的強制』によって、小作料を取得せざるをえない。こうした事態のもとでは、たとえ小作契約を結び、その条件(内容)として年季や土地取り上げの特約を付しても、小作契約自体のもつ本来の意味は發揮されることはない。従ってかかる契約形式は地主Ⅱ小作人の關係にブルジョア法的外被をあたえたに過ぎないことになる。それは契約自体がたんに形式をそなえただけで、実効性をもったものとはいえないためである。

このような土地立法による土地に対する私的所有権の法的形態の確立は、現実の農業生産關係と結びついて、それはたんに半封建的地主に対する所有権の附与ということに止まる。従って、この場合の土地所有の内容は、これまでの農業生産における封建的隷農様式の止揚を少しも意味しはしなかった。それだけではなく、むしろこの商品形態の追加は、契約という法形式を利用して、資本による収奪を強めるとともに、また生産關係に半封建的關係を定着させ、確保するものであった。⁽²⁰⁾日本資本主義の本源の蓄積のために、小作契約という近代法的外被をもちい、經濟的強制によって資本を蓄積していくことについては、地主もブルジョアジーもともに要求するところであった。これは東京經濟雜誌に小作立法制定の必要性が主張されていたが、『興業意見』の『農制ヲ整理スル方法』(卷二八)の第一として『小作条例ヲ發布スル事』を主張したのは、こうした主張を官僚側から主張したものであった。⁽²¹⁾従って地主的土地

	国家	地主	小作人	合計
	%	%	%	%
地租改正前の検査例	34	34	32	100
明治7.8年の平均米価による明割合	13	55	32	100
明治10年減税および同11年の米価による割合	12	56	32	100
明治11年より同20年にいたる10年間の平均米価による割合	11.5	56.5	32	100

所有権の確立——土地所有権に対する利用権の従属——は、小作農が依然として自給自足の経済態勢にあつても、外部的事情の変化によつて、地主の土地取上げが可能な事態が生ずることになると、これまでの『経済外的強制』の上に、このブルジョア法的外被が発動し、封建的抑圧にブルジョア法的無情がつけ加わつて、土地取上げの脅威が倍加することを意味した。⁽²²⁾ 平野義太郎氏は『日本資本主義社会の機構』（岩波書店 一九三四年四月）で、地租改正条例、地方官心得第十二章検査例で指示する地主取得四三%、国家(地租および地方税合計)徴収三四%、小作人取得割合三二%の取得分百分率を、実際上の米価を基礎に換算して、上記のような区分比率を表示されている(同上三〇ページ)。

そして、この表からつぎのような主張を導きだされた。すなわち、

『かかる物質的基礎の上に、地主はみづからを農村における主要な搾取者たらしめ、さらに豪農地主の上層を全く小作料に寄生する不耕作地主に転化すると共に、政治的にも支配階級として、国会・郡制(とくに大地主のための、公共機関として官僚山県有明によつて明治二十三年創設せられた)・町村・農会などのいわゆる公共団体の権力機構のうちのみづからを支配者たらしめたのである。

それと同時に、かように増大せる地主の貨幣財産は酒屋、味噌屋、醬油屋、肥料屋などの農村における商人資本や或は高利貸資本に、又は銀行預金・新興の工業会社の株券に投下され、さらには地方における製糸、綿糸紡績、紡織等の零細マニファクチュア・問屋制度的家内工業の工業資本へも転地主をして半封建的搾取の基礎の上に、しかも又他の半面では、いまやブルジョアジーと共通の利害の下に、かれら自身も亦ブルジョアの利害に連繫し、この面における資格においてブルジョアの自由民権運動にも参加した。しかしながら、かれら地主は、かく、ブルジョアの利害に連繫してブルジョアジーの自由民権運動と共通の利害をもち、したがつ

て、この運動に参加したとはいえ、それと同時に、かれらの貨幣財産が依つて立つ本来の物質的基礎が、小作人からの全余剩労働の直接的搾取に存する以上、自由民権運動が貧農小作人の下からの触発によってブルジョア民主主義的革命運動に発展するや、この農村社会の内部的対立の激化は不換紙幣の整理に伴う米穀価の低落も加つて、地主をして自由民権運動より退かしめ（明治一七年の自由党の解体）、さらにみづからを半封建搾取者としての階級的資格を意識せしめるや、不完全な制限議会が開設せられ、直接国税十五円以上を納める者——その大部分は地主——が有権者となるに依つて全く反動化し、自由党も遂に藩閥の官僚伊藤博文を総裁に頂く政友会に墮落せざるを得なかつた』（同上三一—三二ページ）

とされている。ところが一八八二年（明治一五年）以後の大藏卿松方正義の不換紙幣の整理に着手したことによつて、急激な物価下落が生じた。このため不況が深刻となつた。農村においては小作農の窮乏化がはなはだしかった。そして一八八六年（明治一九年）には紙幣整理もほぼ完了し、恐慌克服のきざしがあらわれた。しかしこの期間に小作地のいちぢるしい増大があらわれた。このことはつぎの表をみれば明らかであろう。⁽²³⁾

1873年(明治 6年)	31.10%
1883年(“ 16年)	36.75
1887年(“ 20年)	39.34
1892年(“ 25年)	39.99

明治14年	100
15	94
16	94
17	93
18	90
19	84
20	82
21	83
32	81
23	78
24	64
25	62

またこれを府県會議員選挙有権者資格である納税五円以上——これは田約四反四畝以上または畑約一町五反以上の所有者に該当することになるが——の者の推移をみれば明らかとなる。⁽²⁴⁾ 上記の表がこれをしめしている。

こうした事態のもとで小作人は、小作料の不払または小作料の引下げを地主に対して要求した。そして耕作地の地

力を強奪して収獲をあげ、土地の荒廢が生ずるといふ事態が生じた。しかもこれまでの封建的慣行は次第に解体し、

自由民権運動も小作党・借金党として本来の姿態をとるに到った。そこで地主は小作関係を調整して、こうした事態を改善することを求めた。そして一八八四年(明治一七年)の『興業意見』(農商務省編)にしめされた方針を具体化し、地主と小作人の関係を固定化するために、小作条例の制定が企図された。従って『小作条例草案』に規定された土地関係は、地主的土地所有権の法的確認という地主的要求が基礎となり、それを基底として日本資本主義の発展を構想したことを把えることができる。⁽²⁵⁾ だから『小作条例草案』は小作農の耕作権擁護ではなく、地主の要求する土地所有権の確認——旧民法の規定している方向とは逆の方向での——としての小作立法であるとして指摘することができる。⁽²⁶⁾

地主と小作人の関係は天皇制絶対主義の政治的支柱としての役割を、市町村制による行政組織と結びついて、充分に達成することになる。そして同時にこれまで通りに小作人を収奪することを地主に保障することになる。このためにはいままでの封建的慣行を承継し、それを農村社会に定着させる必要がある。このための法的手段として、この地主的土地所有の法制的確立が必要とされたのである。⁽²⁷⁾ 小倉武一氏は『土地立法の史的考察』(農林省総合農業研究所 一九五一年三月)のなかで、明治維新以後の一連の土地立法によって形成されることになった、土地所有権のもつ法的性格について、つぎのように規定され、要約されている。すなわち、

『明治維新の土地改革によって、封建的土地所有制が近代的土地所有制に途を譲ったわけではなかった。何故にそういわれるかといえ、第一に地租は金納となり近代的租税の形態をとったが、それは少くとも地租改正当時においては、封建的貢租の貨幣形態への転化にすぎず、封建的貢租の重さを承継したこと、第二にそれは単に量的な関係ばかりでなく、その本質において封建的貢租の性質を承継したこと、それは特に地租の源泉たる小作料の収取を「公権的に確保」したことに現われること、第三に地主に対する地租が租税に転化し、封建的性質を脱却した後においても、寧ろそのことによって寄生地主の封建的収取関係が確定されたのであって、それによる「半封建的小作関係」が存続する限り、自作農に対する地租も、減租によって軽減されても質的には封建的性質をもつということにあるとされているようである。かような意味で、明治維新の土地改革による土地所有制

の近代的土地所有制なることを否定すれば、典型的なそれへの過渡的なものとして分割地農民的土地所有制たることも否定されるであろう』(同上二七七ページ)

とされている。地主は土地に対する所有権に利用権を従属させるといふ法的形態において規定することを要求した。そのため一八八五年(明治一八年)四月になると、地主層を基盤として農商務省も、この地主の要求をいれて『小作条例』制定の必要を感ずるに到った。そのため農商務省内に小作条例取調掛をおき、各地方の小作慣行を全国的規模で調査することにした。⁽²⁸⁾そのため一八八五年(明治一八年)七月迄に、各府県に調査資料を差出すことを命じた。その調査資料は『小作慣行調査抄』(農商務省編 一八八五年)としてまとめられた。この『小作条例草案』は封建的小作制を維持するためのものであったことは、小作料滞納の場合に、徳川期にみたような動産差押を規定していることを見れば明らかである。⁽²⁹⁾こうして一八八七年(明治二〇年)には、日本で最初の『小作条例草案』が農商務省の官僚派の手によつて作成された。この『小作条例草案』はいうまでもなく地主的土地所有という、農業における経済的關係を基礎として、地主と小作人の關係を法的に規制するためのものであった。K・マルクスは『資本論』(第三卷)において、つぎのように記述している。すなわち、

『貨幣地代とともに、土地の一部分を占有し耕作する小作人^{ツンゲンツツ}と土地所有者との間の伝統的な慣習法的關係が、必然的に、契約上の、実定法の明文に従つて規定された・純粋な・貨幣關係に転形する。だから耕作する占有者は事實上、単なる借地農業者となる。この転形は、一面では、その他の適当な一般の生産諸關係のもとでは、旧來の農民的占有者をだんく^{だんく}に収奪し、その代り資本制的借地農業者を置くために利用される。他面ではこの転形により、従來の占有者は金を払つて自分の地代支払義務を免れて、自分の耕作地の完全所有権をもつ独立農民に転化するにいたる。現物地代の貨幣地代への転形は、さらに無一物であつて貨幣で雇われる日雇労働者階級の形成によつて、必然的に同伴されるばかりでなく、先行されさえもする。だから、この新たな階級がまだ散在的に登場するにすぎぬその成立期の間に、よりよい地位にある地代支払義務を負う農民たちのもとでは、すでに

近代的所有権の構成と形成

封建時代に富裕な隷属農民そのものがさらに隷農を抱えたのと全く同じように、自己の計算で農業的賃労働者を搾取する慣習が必然的に発展する』（資本論第三卷八五〇～八五一ページ、長谷部文雄訳 青木文庫版一三 一一二五ページ）

と述べている。ここでは資本主義的農業生産の発展をとげたイギリスにおけるような近代的土地所有権の確立が素描されているわけである。しかし明治維新以後の土地所有権の確立は、こうした方向で、地主Ⅱ小作人の関係が法的に規制されたのではなかった。明治維新以後の土地改革——土地立法を通じての——は、これまでの封建的土地所有を私的土地所有にとつてかえることになったに過ぎなかった。このことは同時に、地主Ⅱ小作人の関係における封建的慣行の一部を解体することになる。そこでこの点に対処し、それとは逆に私的土地所有権の確立を地主的土地所有権という方向で強化・確立しようと企図するものであった。そのため農商務省の『小作条例草案』は、近代的所有権のための立法的措置ではありえなかった。⁸⁰ その法的構成は序文の外一二章九一条並に附則五款よりなつて、各地方の習慣をしんしゃくし、傍らフランス民法、プロシヤ普通法、イギリスの小作地法令、フランス民法翻譯案等を参照として出来たものであった。ところが一八八七年（明治二〇年）以後の松方正義の紙幣整理にもとづく不況が回復することによって、農業生産も安定することになった。このため地主の『小作条例制定』に対する要求も次第に減退した。それはもし『小作条例』が制定されると、土地所有権に一定の制約が加えられ、既存の権利を低下させることになること、また条約改正問題と関連して、旧民法の編纂がいそがれたことであつた。それと同時に自由民権運動が農民的な色彩を濃厚にしてきたこと、さらには日本資本主義の発展にもなつてブルジョアジーの要求と矛盾するようになったことによる。これらの諸要因が結びついて、『小作条例草案』は旧民法まちの形で実現されるには至らなかつた。そして明治民法の制定にあつて賃貸借の規定に吸収されることになつたのである。⁸¹ 同じ明治政府の企図であつて

も、『小作条例草案』と旧民法の間、また旧民法と明治民法の間では、そこに対抗的なものが見られる。妥協的改進への道をとるか、地主的方途をとるか、同じ政府内部における対抗である。このようにして旧民法における土地所有権と利用権の関係が、『小作条例草案』におけるそれと如何に異なるか、またそれが明治民法においていかに変更されたかを知ることは、『小作条例草案』の意義の理解を深化するし、明治民法における土地所有権がなんであるかを決定的に理解させることになる。⁽³³⁾

- 1 平野義太郎 日本資本主義社会の機構 岩波書店 一九三四年四月 一八ページ
- 2 小野武夫 維新農村社会史論附録一五〜一六ページ。福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 八一ページ。
- 3 地租改正資料刊行会編 明治初年地租改正基礎資料上巻 有斐閣 一九五三年九月 三ページ。
- 4 地租改正資料刊行会編 明治初年地租改正基礎資料上巻 有斐閣 一九五三年九月 三〜四ページ。
- 5 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 四三五ページ。
- 6 武井正臣、熊谷開作、神谷力、山中永之佐共著 日本近代法と「村」の解体 法律文化社 一九六五年二月 一二二ページ
- 7 武藤運十郎 日本不動産利用権史 巖松堂書店 一九四七年一月 四八九ページ。
- 8 小野武夫 永小作権論 巖松堂書店 一九二四年五月 五四ページ。
- 9 この点について、富井政章博士はつぎのように述べられている。すなわち、『永小作権ノ最長期ヲ五十年トセル所以ハ蓋其期間永キニ過クルトキハ所有權ト殆ント相扱フコトナキ強力ナル物權ヲ認ムル結果トナリ、之カ為ニ財産ノ流通改良ヲ妨ケ、且ツ当事者ノ地位又ハ一般ノ經濟事情等ニ変更ヲ生スルモ既定ノ条件ヲ改ムルコト能ハサル不便アリ……』(民法原論第二巻有斐閣書店 一九〇八年十一月) また梅謙次郎博士も、つぎのように述べられている。すなわち、『其ノ期間長キニ失スルトキハ竟ニ所有權ト扱ハサルニ至ルノ虞アリ是レ土地ノ制度ニ関シ往往混雜ヲ生スルノ虞アルノミナラス地主ハ僅少ノ小作料ヲ受クルノ外土地ヨリ如何ナル利益ヲモ収メサルカ故ニ之ヲ改良スルノ念ナク永小作人モ亦元來他人ノ土地ノ故ニ自己ノ所有地ノ如ク充分ニ之ヲ改良スルコトヲ望ムヘカラス且ヤ永小作権ノ存続期間内ノ所有者ハ其土地ヲ使用スルコト能ハサルカ故ニ讓受クル者稀ニシテ其取引ヲ妨クルノ虞アリ殊ニ土地ノ價格及ヒ其生産力ハ世ノ進歩スルニ從ヒ増進スルト共ニ金錢ノ價格ハ近代的所有權の構成と形成

次第二低下スルヲ常トスル故ニ永小作権設定ノ時ヨリ五十年ヲ経過セハ其小作料ハ大抵殆ンド有名無実ノ小額ト為ルコト多カルヘシ……』(民法要義 卷之二物権編 有斐閣書房 一八九六年八月 二五九～二六〇ページ)とされ、所有権を保護するに
 とが必要であることを強調されていることでも解るだらう。

- 10 小野武夫 維新農村社会史論 一三九～一四〇ページ。
- 11 末弘敏太郎 農村法律問題 改造社 一九二四年一月 九四ページ。
- 12 渡辺洋三 近代市民法の変動と動向 現代法1 岩波書店 一九六五年六月 一〇七ページ。
- 13 田辺勝正 土地制度研究 松山房 一九四二年九月 八五ページ。
- 14 井上和夫 日本土地法史 日本法理研究会 一九四三年八月 八〇～八一ページ。
- 15 井上和夫 日本土地法史 日本法理研究会 一九四三年八月 八三ページ。
- 16 平野義太郎 日本資本主義の機構と法律 明善書房 一九四六年四月 二〇六～二〇五ページ。
- 17 高島平蔵 日本の近代化におよぼした外国法の影響 比較法学二卷一号 一九六六年五月 七四ページ。
- 18 平野義太郎 日本資本主義社会の機構 岩波書店 一九三四年四月 一二四ページ。
- 19 利谷信義・向井健 明治前期における民法典編纂の経過と問題点 法制史学会編 法典編纂史の基本問題 創文社 一九六四年一月 二二八ページ。
- 20 平野義太郎 日本資本主義社会と法律 理論社 一九五五年二月 二二六～二二七ページ。
- 21 平野義太郎 日本資本主義の機構と法律 明善書房 一九四六年四月 二二一～二二二ページ。明治前期財政経済史料集成 第二〇卷 六六七ページ。
- 22 木村荘之助 日本小作制度論上卷 叢文閣 一九三六年九月 三七二ページ。
- 23 平野義太郎 日本資本主義社会の機構 岩波書店 一九三四年四月 七八ページ。
- 24 平野義太郎 日本資本主義社会の機構 岩波書店 一九三四年四月 七一ページ。
- 25 八木沢善次氏は『明治二十年の小作条例草案』(経済史研究 一九三三年二月)で『此の期における小作立法運動に斯うした動機(地主の土地所有権を確保するための小作法の制定——筆者が動いていたと見る時、即ち小作農それ自身の小作擁護要求の反映としてよりも多く地主階級の土地所有権確保の手段としての小作立法要求の反映として此の期の小作立法企図

がなされていたと解するとき、初めて我々は明治二十二、三年の馬鹿景氣と共に此の期小作立法運動が屏息し去ったことをより好く理解され得るのである』(同上八一〜八二ページ)とされている。

- 26 小倉武一 土地立法の史的考察 農林省農業総合研究所 一九五一年三月 一八一ページ。
- 27 小倉武一 土地立法の史的考察 農林省農業総合研究所 一九五一年三月 二七九ページ。
- 28 小野武夫 明治前期土地制度史論 有斐閣 一九四八年七月 三二〇ページ。
- 29 平野義太郎 日本資本主義の機構と法律 明善書房 一九四六年四月 二二二ページ。
- 30 小倉武一 土地立法の史的考察 農林省農業総合研究所 一九五一年三月 一七九ページ。
- 31 利谷信義・向井健 明治前期における民法典編纂の経過と問題点 法制史学会編 法典編纂史の基本問題 創文社 一九六四年一月 二二八ページ。
- 32 小倉武一 土地立法の史的考察 農林省農業総合研究所 一九五一年三月 一六四〜一六五ページ。

一〇 日本資本主義社会の発展と旧民法の所有権規定の矛盾

明治維新以後の一連の土地立法によって規定された土地に対する私的所有権の確立は、農民の土地よりの分離——農民層の分解——を結果した。もちろんその形態は、資本主義的農業生産の基底的な生産関係をなす農業資本家Ⅱ農業労働者という形態ではなく、地主Ⅱ小作人という関係であった。それは私的土地所有権が地主的土地所有権という意味で確立され、それを基礎として寄生地主制がとられたからであった。封建的土地所有から近代的土地所有への転化の歴史的過程の中に現われる土地所有形態としては『農民的土地所有』と『寄生的土地所有』とがある。⁽¹⁾この二つの土地所有形態は、封建的土地所有及び近代的土地所有とは重大な点で異っている。すなわち、封建的土地所有、近代的土地所有が、それぞれ歴史の発展段階——封建社会・近代資本制社会——の基礎をなす歴史的範疇であるのに対

して、農民的土地所有及び寄生地主的土地所有は、この歴史的発展の過渡期に現われるところの過渡的・經過的な土地所有形態である。この土地所有は古典的な形態における封建的土地所有ではないが、まだ近代的土地所有ではなく、一般になお範疇的には封建的土地所有に属するものと考えられる。⁽²⁾ このことはフランス革命において、封建法上の耕作農民の分割所有(Le domaine divisé, geteiltes Eigentum)における耕作農民の耕作所有権(dominium utile, le domaine utile)・収益所有権(Nutz eigentum)・下級所有権(Unter eigentum)を所有権と認めて土地を農民に分配することによって、地主の封建法上の年貢徴収権(dominium directum, redevances, le domaine direct)である⁽³⁾ 上級所有権(Ober eigentum)を全廃し、そこに近代的所有権を確立したのとは逆の法制度を確立したことになる。⁽⁴⁾ 小野武夫氏は『明治前期土地制度論』(有斐閣 一九四八年七月)のなかで、つぎのように主張されている。すなわち、

『明治政府が財産処理方策の一環として行いたる地租改正事業は、其の実施過程に於て農村土地資本主義制度を助長するの結果を生んだと共に、法制面に於ては土地所有権確立を促進し、此の土地所有権制度を前提として地租改正を実施したが為に、其の遂行途上に於て種々なる派生問題を生ずるを見た。明治前期における土地制度の研究は此等の問題を考察することから出発しなければならぬ』(同上五四～五五ページ)

と。かかる視点からの考察から、法制面での土地所有権は、近代的土地所有権の法制的確立とはいえないという特質が、指摘できたのである。

土地所有権は地主的土地所有という経済的關係に立って、地主Ⅱ小作人の關係が封建的諸慣行と結びついて、強制されることを保障する法的機能を達成することになる。しかも地主的土地所有権は急激な小作地の増大と農民層の分解とが結びつき、法制的に強化されていくという法的過程を経て実現されていった。⁽⁴⁾ 農民層の分解が一八八六年(明

	自作農	減少	小作農	増加	自作農減少の割合 自農増減の割合
明治19年末	3,121,075	—	2,396,965	—	—%
明治24年末	3,005,692	115,383	2,483,938	87,073	75

備考 明治19年末は統計年鑑、24年末は第12統計年鑑（平野義太郎 日本資本主義の機構 岩波書店 1934年4月 76ページ）

治一九九年）以降いかに急激に遂行したかは、上記の表をみれば明らかであろう。この点について風早八十二氏は『日本社会政策史』（日本評論社 一九三九年六月）のなかで、つぎのように述べられている。すなわち、

『通常、維新における資本の本源の蓄積の結果としての農村における階級分化の指標の一つと看做される、耕作総反別に対する小作地反別の变化をみると、明治六（一八七三）年三一・一％から明治十六（一八八三）年二六・七五％、明治二十五（一八九〇）年三九・九五％へと増大し、また総耕作戸数に対する小作農戸数の割合をみると明治十九（一八八六）年末の四三・四〇％から明治二十四（一八九一）年四五・一％へと増大しており、この間の土地収奪が極めて強行的なものであったことを示している。小作農の絶対的及び相対的増大の過程は、自作農の没落、その相対的のみならず絶対的減少の過程であったが、後者は就中、この期間における自作兼小作農の比率の三八・六五％（明治十六年）より四五・一四％（明治二十四年）への増大の中に示される』（同上青木文庫版四八〇四九ページ）

とされている。地主的土地所有権によって土地に対する使用・収益・処分諸機能が、政治的・社会的に保障されている。だが、このことはけっして近代的所有権としての法的範疇として把握されることを意味しているのではない。近代的土地所有権は用益権が所有権に優越するという法的関係が承認された場合に、はじめに認められる。地主的土地所有権のもとでは、小作人の土地に対する関係は、『地主ニ於テ適宜ニ小作株ヲ与奪スル権アル』普通小作とされ、完全に用益権に優越するものであった。地主は私有権者として土地相場の騰貴を希望した。それは土地相場の騰貴は、地主の財産的価値の増大

年次	農業全人口	全国総人口	総人口との対比%
明治6年	25,965,439	33,300,600	77.9
明治21年	26,716,758	39,607,234	67.2
大正9年	27,138,251	55,963,053	46.9

備考 明治6年は統計寮統計表に従属者を含み加へる 他は統計年鑑

を意味するからであった。この土地相場の騰貴が財産的価値の増大として現象しうるためには、土地に対する処分の自由——土地の自由な売買——が認められていなければならない。そのためには土地に対する所有権と矛盾することになる諸権利（農民の耕作権）が附着することゝ否定されなければならない。ことに永小作権の附着は、土地の自由な売買を困難なものとするため、地主は多大の関心をもたざるをえなかつた。この地主の希望は一八七七年（明治一〇年）から一八八一年（明治一四年）にわたる通貨の膨脹によるインフレーションにもとづいて、実現させられることになつた。すなわち西南戦争前後に発行した不換紙幣は、一八八〇年（明治一三年）頃に極度に増大し、物価は異常に暴騰した。このため都市においても、農村においても先物を買ひあさる投機熱がはなはだしかった。このため日本経済を不健全なものとし、農民は困窮するに至つた。一八八一年（明治一四年）に大蔵卿松方正義は、通貨収縮を計つた。このため短期間に紙幣が回収され、その結果一般物価も低落し地価も暴落したわけである。

一八八二年（明治一五年）から一八八五年（明治一八年）までの四年間は、日本資本主義の発展にとつて重要な意味をもつた期間であつた。それは、この間の経済的変動を背景として地主の経済的条件が整備されることになつた。農業人口の不断の相対的減少が資本主義の発展によつていかに行われたかは、農業人口の全国総人口との対比を示す上記の表と農家戸数と全国総戸数との対比を示すつぎのページの表をみ

年次	農家戸数	全国総戸数	総戸数との対比%
明治6年	5,640,310	7,167,260	78.69
明治20年	5,518,040	7,771,395	71.23
明治24年	5,489,630	7,806,369	70.32
明治36年	5,359,065	8,364,475	64.07
昭和5年	5,599,670	12,705,896	44.74
昭和7年	5,632,554	12,346,956	45.62

備考 明治6年は統計寮統計表に基き全国一戸当り人員4.6人で除した数

れば、明らかである。⁽⁶⁾

こうした事実を前提として把えるかぎり、一八八四年(明治一七年)の『小作条例草案』にせめされた地主II小作人の関係に対する法制化の試みも、当時においてすでに半封建的小作制が拡大再生産され、支配的な制度として一般の形態となっていたことを意味している。一八八六年(明治一九年)の紙幣整理の完了によって、恐慌の克服のきざしがみえたが、農村の危機を背景として地主の地位は安定し、農村における支配的立場は確立されることになった。地租改正によって地主の土地に対する権利が私的所有権として法的に保障されたが、これは地租収入の確保のための必要からであった。従って私的所有権者としての地主は、小作人の耕地上の権利の主張を原理的に否定する。しかも国家権力も小作人の要求を抑圧するために力をつくした。自由民権運動に地主が参加したのは、納税負担者としての立場からであった。この立場で明治政府に対抗したのである。地主は商業資本家としての立場においては、明治政府と対抗する物質的基礎をもっていなかった。だから地主の収益取得分が安定すると、明治政府との対抗関係は解消した。⁽⁷⁾ 国

家権力の側においても地主に対する地租公課の負担増加を、従来の契約にも拘らず、小作料引上によって小作人に転化させていった。このことは一八八二年(明治一五年)一二月の『大審院判決』(大審院民事判決録下巻 明治一五年二月)をみると明らかである。すなわち、

『地租ノ増加タル所謂偏輕偏重ノ幣ナカラシムルニ出テ其地位相当ノ平準ヲ取りタルモノナルニ因リ、其土地收穫ノ全部ヨリ之ニ仕払フヘキ筋合ナレハ、得ル所ニ限りアル地主即被上告者ニ於テハ其増加セシ租税及ヒ土地ニ賦課スル村責ノ員額ニ準シ其小作金ノ増加ヲ請求スルコトヲ得ヘキナリ』(同上三三二ページ)

となしている。これは契約期間中の小作料引上であるから、このような契約解釈は、近代法にもとづく契約論とはいえないことはいうまでもなからう。従つて明治維新以後の地主Ⅱ小作関係は、これまでの封建的關係に過ぎなかつた。こうした地主Ⅱ小作人の關係を基礎にして、地方制度の再編成がなされたのである。そしてこのことと結びついて、地主は地方統治機構にくみこまれ、寄生地主制が政治的にも經濟的にも明確となると、地主は明治政府の支持者に転化してしまつたのである。⁽⁸⁾もともと土地相場の騰貴は、地主の利益を増大したけれども、新たに土地を求めようとす農民にとつては負担となつた。地主の土地相場に対する騰貴の希望は、通貨の膨脹という經濟的条件のもとで充されたが、同時にこの基礎には明治維新以後の急激な人口増加によつても支えられたわけである。ことに一八八七年(明治二〇年)以後の人口増加ははなはだしく、このことは小作地のいちぢるしい増大と小作料の高騰を導くことになり、土地價格の自然騰貴を呼び起した。このことは、すでに引用しておいた平野義太郎『日本資本主義社會の機構』(岩波書店 一九三四年四月)に掲載されている小作地の割合、および府県會議員選舉有権者数をしめした一六九ページの表をみれば解るだらう。

一八九九年(明治三二年)頃には、日本の農業生産の發展が高水準になつた。この日本の農業生産の發展を背景として、所有権者の土地に対する支配の自由が、ローマ法的な法的觀念をともなつて意識されることとなる。⁽⁹⁾しかし明治維新以後の土地立法によつて規定された土地關係は、半封建的關係としての地主Ⅱ小作人の關係をしめすものとして

のそれであった。従つて、ここでは土地に対する私的所有権が法制度として確認されたものに過ぎなかつた⁽¹⁰⁾。いうまでもなく資本主義生産は、これまで直接生産者であつた農民を土地から分離させ、それらを農業労働者に転化させることによって実現されることになる。このために農民から土地を取奪する。この意味では私的所有権の確立は、資本主義生産の前提条件を形成することになる。従つて土地に対する私的所有権の確立も農業における資本主義生産を、実現する一つの歴史的前提としての法的意味をもっている。K・マルクスは『資本論』(第三卷第六篇第三七章)のなかで、つぎのように述べている。すなわち、

『土地所有の独占は、資本制的生産様式の——また、何らかの形態での大衆の搾取に基くすべての従来の生産様式の——歴史的前提であり、またその恒常的基礎である。だが、当初の資本制生産様式が見いだす土地所有の形態は、資本制的生産様式に照応しない。資本制的生産様式に照応する土地所有形態は、やつと資本の支配下への農業の従属により、資本制的生産様式そのものによつて創造される。かようにして封建的土地所有、民族的所有、またはマルク共同体をともなう小さな農民所有もまた、これらの法律的諸形態がいかように相違しようとも、資本制的生産様式に照応する経済的形態に転化される。……資本制生産様式は土地所有を、一方では支配しおよび隷属諸関係からすつかり解き放し、他方では労働条件としての土地を土地所有および土地所有者——彼にとつては、土地はもはや、彼が土地独占に媒介されて産業資本家たる借地農業者から徴収する一定の貨幣税以外には何も表示しない——から全く分離するのであつて、この関連の解き放しの程度は、土地所有者が、その土地所有はスコットランドにあるのにコンスタンチノブルでその全生涯をおくりうるほどであること。かくして土地所有は、その従来のすべての政治的および社会的な枠づけや混合物を脱却することにより、要するにかれのすべての伝統的な附加物——産業資本家自身により、また彼等の理論的代弁者たちより、吾々のちに見るできるように、土地所有との闘争に激昂して無用かつ馬鹿々々しい贅物だと非難される附加物——を脱却することによつて、その純経済的な形態を受けとる』(同上長谷部文雄訳 青木文庫一一一八六七〜八六八ページ)

とされている。したがつて私的土地所有権はそれ自身に止まつている限り、それだけではまだ近代的所有権とはいへ

ない。なぜならば、『農業を資本の下に隷属せしめることに依って造り出す』ところの土地所有形態とはいえないからである。これは私的 land 所有権のもつ法的性格に対して資本主義的生産が土地の独占・その生産への直接参加を極端とするからである。だから近代的所有権の概念は、それが反映しているはずの社会的生産の一定の発展段階をしめす資本主義的生産関係が展開していることを条件として、一般的に形成されることになる。こうして近代的所有権は資本主義的生産関係を前提として、はじめて形成されることになる。

F・エンゲルスは『K・シュミットへの手紙』のなかで、経済的発展に対して国家権力がどのように反作用をなすかを概括的に説明して、つぎのように指摘している。すなわち、

『経済的発展にたいする国家権力の反作用には、三とおりのものがありうる。この反作用が経済的発展とおなじ方向にすすむこともある。その場合には進行が急速になる。この反作用が経済的発展にさからうこともある。その場合には、今日ではすべての大国民にあつてはそういう反作用はながい目でみればほろびてしまう。あるいはまた、この反作用は、経済的発展が特定の方向にすすむのをさえぎり、これにべつべつの方向を指定することもある。——この場合には、けっきょくはまたの二つの場合のどちらかに帰着する。しかし、第二の場合と第三の場合には、政治権力が経済的発展をひどく阻害して、力や材料の大量の浪費をうみだすことがあるのは、あきらかである』(同上新書版選集 二四七—二四八ページ)

となしている。明治前期における資本の本源の蓄積は、地租改正によって確保した租税収入を企業に投入して、資本主義的発展をとげるといふ上からの殖産興業政策に結びついて実現させられた。こうした明治政府による権力的作用は、いうまでもなく農業における資本主義的発展を阻害する要因として作用することになる。従つて明治維新以後の土地立法は、地租収入の確保のための法的手段として、土地に対する私的所有権の帰属者を確定するという企図をもつものであつた。それにもかかわらず、土地に対する私的所有権は、近代的所有権概念を利用して構築されざるをえ

年次	地租	直接税	間接税
1868年(明治元年)	83.7	—	22.8
1877年(明治10年)	82.3	—	11.8
1887年(明治20年)	63.6	0.8	28.3
1897年(明治30年)	37.6	6.5	43.7
1907年(明治40年)	22.6	12.6	53.0
1916年(大正5年)	16.1	16.3	52.2

近代的所有権の構成と形成

なかった。それは資本主義的生産の基礎として、生産手段に対する私的所有が社会一般に法的保障をもたなければならず、近代的所有権——私的資本主義的所有——が、契約の自由の法原理とともに認められなければならないからである。こうして資本主義的生産という経済的關係の法への投影として、近代的所有権の確立が法的に承認される一般的条件をもっていたわけである。それにもかかわらず、農業においては、従って土地にたいしては、近代的所有権を成立させる物質的条件が存在しなかった。このことは当時の農業生産における具体的な社会・経済的条件の分析によって、明らかにされることになる。このことは土地に対する所有権の確立ということが、納税義務者である土地所有権者の確定という意味をもち、このことが基本的な目的をなしていたことをしめすことになる。しかし一八九七年(明治三〇年)以降の日本資本主義の発展にもとづく現実的な社会・経済的条件の変化は、農業における寄生地主制の確立という、日本資本主義の特殊性を明確化しつつも、資本主義生産の基礎としての生産手段にたいする近代的所有権を定着させる一般的条件が、産業資本主義の確立によって成熟することになった。このことは、歳入中に占める地租収入の割合(上記の表を参照)が、一八九七年(明治三〇年)においては三七・六%を占めるに過ぎないことによっても明らかである。

こうして明治政府は、租税収入を地租収入のみに依存させる必要性を減少させた。ここでは日本資本主義の発展にとって独自の役割を果す寄生地主制が、同時に絶対主義的天皇制を支える政治的支柱として理解されることになる。従って、ブルジョアジーと寄生地主をその階級的基盤とした明治政府は、土地に対する近代的所有権

の確立を否定しつつも、近代的所有権それ自体の法制的確立を否定することはできなかった。それは、日本資本主義の発展によって、資本主義生産における主要な生産手段である工場・建物・機械・原料などの企業財産に対する近代的所有——私的(資本主義的)所有関係——の法的表現である所有権が、法制度上において確立されることが、必要とされることになったからである。ここに、明治民法における所有権規定一般と土地所有権についての矛盾の根源を見出すことができるのである。

- 1 栗原百寿 農業問題入門 二五ページ、六二ページ。河野健二 ブルジョア革命の二、三の問題 法律時報二九卷四号二〇一ページ。上山春平 明治維新論の再検討 思想No.三九〇 七七九—八〇ページ。
- 2 甲斐道太郎 所有権と所有 近代的土地所有権史研究のための覚書(甲南論集六卷二号 六三ページ)。
- 3 平野義太郎 日本資本主義の機構と法律 明善書房 一九四七年四月 一〇五ページ。
- 4 小倉武一 土地立法の史的考察 農林省農業総合研究所 一九五一年三月 二八一ページ。
- 5 小野武夫 明治前期土地制度史論 有斐閣 一九四八年七月 二八二ページ。
- 6 平野義太郎 日本資本主義社会の機構 岩波書店 一九三四年四月 一四〇—一五五ページ。
- 7 木村荘之助 日本小作制度論上巻 叢文閣 一九三六年九月 二九二ページ。
- 8 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 四四四ページ。
- 9 奈良正路 入会権論 万理閣 一九三二年四月 八〇—八一ページ。
- 10 熊谷開作 日本近代法の成立 法律文化社 一九五五年六月 六八ページ。

——以下次号——

〔この研究は昭和四〇年度文部省科学研究費補助金(各個研究)にもとづいてなされた研究成果の一部であることを附記しておく。〕